

(第1条関係)寒川町表彰条例施行規則新旧対照表

～略～	～略～
(表彰審査委員会の委員等)	(表彰審査委員会の委員等)
第4条 委員会の委員は、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、 <u>拠点づくり部長</u> 、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。	第4条 委員会の委員は、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長 _____ ____、教育次長及び議会の事務局長をもつてあてる。
～略～	～略～

(第2条関係)寒川町長の職務代理者及び職務執行者を定める規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(町長の職務執行者)	(町長の職務執行者)
第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長(条例第1条に規定する企画部、総務部、町民部、学び育成部、健康福祉部、環境経済部、 <u>都市建設部及び拠点づくり部</u> のそれぞれの長をいう。以下同じ。)の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続く在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。	第3条 法第152条第3項に規定する場合において町長の職務を行う上席の職員は、部長(条例第1条に規定する企画部、総務部、町民部、学び育成部、健康福祉部、環境経済部 <u>及び都市建設部</u> _____のそれぞれの長をいう。以下同じ。)の職にある職員とし、その順序は、これらの者の部長としての引き続く在職期間の長短により、部長としての在職期間が同じであるときは、年齢の多少による。
～略～	～略～

(第3条関係)寒川町指定管理者選定委員会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(委員会の委員)	(委員会の委員)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、 <u>拠点づくり部長</u> 、議会事務局長及び教育次長とする。	2 条例第12条第3項第2号の町職員は、副町長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長 _____ ____、議会事務局長及び教育次長とする。

～略～

～略～

(第4条関係)寒川町職員表彰規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(職員表彰審査会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員は、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、<u>拠点づくり部長</u>、議会の事務局長及び教育次長をもってあてる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(職員表彰審査会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会の委員は、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長_____、議会の事務局長及び教育次長をもってあてる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>～略～</p>

(第5条関係)寒川町物品会計規則新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表第2(第6条、第8条関係)				別表第2(第6条、第8条関係)			
設置箇所		物品管理者とする職	物品出納員とする職	設置箇所		物品管理者とする職	物品出納員とする職
企画部	企画政策課	課長	指定された職員	企画部	企画政策課	課長	指定された職員
	財政課	課長	指定された職員		財政課	課長	指定された職員
	広報戦略課	課長	指定された職員		広報戦略課	課長	指定された職員
				デジタル推進課		課長	指定された職員
(略)				(略)			

学 び 育 成 部	子 育 て 支 援 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	学 び 推 進 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	ス ポ ー ツ 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
(略)			
都 市 建 設 部	道 路 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	都 市 計 画 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
拠 点 づ く り 部	倉 見 拠 点 づ く り 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	田 端 拠 点 づ く り 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	寒 川 駅 周 辺 整 備 事 務 所	所 長	指 定 さ れ た 職 員
会 計 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員	
(略)			
～ 略 ～			

学 び 育 成 部	子 育 て 支 援 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	保 育 幼 稚 園 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	学 び 推 進 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	ス ポ ー ツ 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
(略)			
都 市 建 設 部	道 路 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	都 市 計 画 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	倉 見 拠 点 づ く り 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
	都 市 整 備 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員
会 計 課	課 長	指 定 さ れ た 職 員	
(略)			
～ 略 ～			

改正附則

	<p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	---